
平成23年第2回南丹市議会6月定例会会議録（第4日）

平成23年6月14日（火曜日）

議事日程（第4号）

平成23年6月14日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第2号から報告第8号まで（質疑、付託）
日程第3 議案第39号から議案第44号まで（質疑、付託）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第2号 専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第3号 専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第4号 専決処分の承認について（平成22年度南丹市一般会計補正予算（第6号））（市長提出）
報告第5号 専決処分の承認について（平成22年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））（市長提出）
報告第6号 専決処分の承認について（平成22年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第5号））（市長提出）
報告第7号 専決処分の承認について（平成22年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第3号））（市長提出）
報告第8号 専決処分の承認について（南丹市税条例の一部改正について）（市長提出）
日程第3 議案第39号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（市長提出）
議案第40号 南丹市税条例の一部改正について（市長提出）
議案第41号 南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（市長提出）
議案第42号 京都地方税機構規約変更に関する協議の件（市長提出）
議案第43号 平成23年度南丹市一般会計補正予算（第1号）（市長提出）
議案第44号 平成23年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）

出席議員（22名）

1番	山下秋則	2番	木戸徳吉	3番	林茂
4番	大町功	5番	今西不悖	6番	森為次
7番	川勝眞一	8番	山下澄雄	9番	川勝儀昭
10番	松尾武治	11番	谷幸	12番	廣瀬孝人
13番	矢野康弘	14番	橋本尊文	15番	森嘉三
16番	仲村学	17番	村田正夫	18番	仲絹枝
19番	高野美好	20番	大西一三	21番	井尻治
22番	小中昭				

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	勝山秀良	局長補佐	今西均
係長	西田紀子	主査	長野久好

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐々木稔納	副市長	松田清孝
教育長	森榮一	総務部長	上原文和
企画政策部長	伊藤泰行	市民福祉部長	山内晴貴
農林商工部長	神田衛	土木建築部長	井上修男
上下水道部長	永塚則昭	教育次長	大野光博
会計管理者 兼出納課長	東野裕和	八木支所長	川勝芳憲
日吉支所長	榎本泰文	美山支所長	小島和幸
福祉事務所長	栃下辰夫		

午前10時00分開議

○議長（井尻 治君） それでは皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（井尻 治君） ただちに日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、20番、大面一三議員の発言を許します。

大面議員。

○議員（20番 大面 一三君） 皆さん、おはようございます。議席番号20番、日本共産党市会議員団の大面でございます。質問に入ります前に、一言申し上げます。3月11日に発生をいたしました東日本大震災によりまして、亡くなられました方々と、そのご家族に哀悼の意を表し、被災されたすべての方々に心からお見舞いを申し上げます。この東日本大震災は、さらに原子力発電所の重大事故を起こして放射能の大気拡散、汚染水の海中への放水で、土壌、飲料水、農作物、水産物の放射能汚染を広域に広めてしまいました。いまだに収束する状況になっていないという状況であります。私は先日、5月19日から22日にかけて、福島県相馬地方での震災救援復興ボランティアに参加をさせていただきました。国道6号線にはパトカーが赤色灯を回して、その前には二人の警察官が、これより先は福島原発から20キロ地点にあたる避難・警戒区域だと知らされます。ある日突然退去、避難を求められ、ふるさとを離れざるを得なかった数万もの住民の方々の無念を思うと、胸が締め付けられる思いであります。3ヵ月も経った今も、ふるさとにいつ帰れるか、安全で安心できる生活がいつ得られるのか、その目途さえ全くたっていない状況であります。起きている事態は取り返しのつかない事態であります。若狭原発から20キロ、50キロ圏内に位置するこの南丹市も他人事ではございません。私は、福島第一原発を教訓にして原発をゼロにする期限を切ったプログラムをつくり、原発からの撤退を図ることが何よりだと思っております。それでは通告書に従いまして伺ってまいります。

最初は、土地登記に必要な地図、「公図」についてでございます。公図は明治時代に全国的に作成をされて、市町村や税務署に保管されてまいりました。昭和35年に、従来ありました土地台帳制度が廃止をされ、公図の備え付けの法的根拠はなくなったのですが、公図の代わりに、土地の位置や形状を確認できる正確な地図を登記所に備えることになりました。ところが、その地図が現在においてもほとんど作成されておらず、いつ完備するかも予想もできない状況だと言われております。そんなことから不動産登記法上、現在では公図を地図に準ずる図面として登記所に備えることになっております。公図が法律上の図面ということになります。ところが、私が居住しております園部町大河内の山林につきましては、公図が備えつけられておりません。山林部の公図がない状況であります。所有地の位置、境界をめぐって混乱が続いてきました。先日も市役所にあります所在図なるものを見る機会があったのですが、全くと言っていいほど役に立たず、より混乱をひどくさせる内容のものでございました。そこで市役所、登記所に備える公図づくりができないか、公図の作成ができないか伺うものであります。明治時代に

作成されていたはずの公図を平成の今につくろうとする大変なことです。あと数年もいたしますと、地元の山を詳しく知っておられるお年寄りが少なくなり、登記された土地が現地のどの土地であるのかを特定することも、ましてや隣地との境界など全く分からない状況になってしまいます。作るとするならば、この時期だと考えます。法務局に問い合わせをいたしますと、新たな公図のない地域の人々と、その自治体で共同して、新たに公図を作ってもらわなければならないことでもあります。市としても、課税の客体がどこにあるのか、はっきりさせておく責務があるかと思えます。市として法務局等に働きかけ、公図作成に取り組むべきだと考えますが、市長のご所見をお伺いをいたします。

また、毎年、土木費に登記処理費が計上されております。認定道路内に登記簿上、民地としてある道路敷地の未登記土地は南丹市内に何筆ぐらい存在しているのか、また、その未登記土地の解消方針を伺っておきたいと思えます。

次に、文化センターの運営にかかわり質問をいたします。平成14年3月31日、同和対策特別措置法を経た地対財特法の法期限をもちまして、特別施策としての同和対策事業、即ち同和行政は終結をしたところであります。それ以降の課題は一般施策として、市民の共感を得ながら解決が求められるものとされてまいりました。私もそのように理解をしておりますけれども、市長の同和行政終結に関する認識を、まず伺っておきたいと思えます。

現在、地域の住民の方から、「終結して10年近くになるけれども、センターは同特法のあった時代と同じ状況である」と疑問が寄せられております。同特法時代、隣保館として役割を果たしてきた文化センター、コミュニティセンターは、今も当時と同様に、市職員を含めた人員を配置をしております。ところが、京都市はすべての特別扱いを廃止するをいたしまして、すべての旧隣保館、コミセンから市職員を引き上げて、名称も「いきいき市民活動センター」として管理を民間委託化しております。同和対策が法的根拠をなくした以上、漫然として施策の継続は住民の理解が得られないということでもあります。そういう理由であります。同和対策が一定成果を挙げて終結をしたわけですから、残された課題は一般行政施策の中で徹底した民主主義の課題、問題として対応すべきだと考えます。文化センターが特別な施設という印象を与えることになっていないか、市長の所見を伺います。

さらには、同和対策事業として長年行われてまいりました住宅新築資金等貸付事業が、府下一体の管理組合に移管されて以降、その実態は議会にも全く報告をされておられません。償還等の運営状況と事業見通しについて伺っておきたいと思えます。

次に、誘致企業のジャトコ工場の進入道路であります市道室橋高畑線の道路新設事業について伺います。今年度予算には1億6,000万円が予算化されました。市道路新設改良事業予算額の4割を占めております。全工事延長は660m、事業総額7億8,900万円という大事業であります。この新設工事費すべてを市の単独費で賄うとしております。市としての、市道としての建設でありますから、公の施設と位置づけられま

す。地方自治法は第244条第1項で、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に寄与するための施設と規定をしております。受益、利用は工場だけで公共性が疑われるものであります。また、一つの山を掘り割って、谷があり、新たに橋も建設しなければならないとするもので、7億8,900万円もの市の税金を投入して建設をしなければならないか、大いに疑問とするところであります。市道室橋高畑線は住民感覚とかけ離れた公共性のない道路と言えます。申し上げましたように実態は企業専用道路であり、費用の負担を求めるか、事業のあり方の変更を問う考えがないかお伺いをいたします。

また、企業誘致は主に地元雇用を促進するために奨励金制度を条例化し進められてまいりました。この間、私もこの一般質問で何回か、企業誘致の地元雇用の促進をただしてまいりましたが、企業誘致の地元雇用の進み具合を再度、今の時点での状況をお聞きしたいと思います。また奨励金の上に、全額市が負担する道路建設という、何億とします誘致企業への補助金は、手厚すぎるというのが市民感覚だと思うのですが、この機会に、5年の奨励期間をすぎると、どれだけの固定資産税、法人税収入が見込まれるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。それでは大面議員のご質問にお答えをいたします。

まず、土地登記に関しまして、公図のない地域があるということで、私どもも承知をいたしております。園部町の大河内地内における地域で公図がございません。ただいまご質問の中にもありましたように、このことにつきましては経済活動、また行政推進の上からも大きな課題があるという認識をいたしておるところでございます。これにつきましては国土交通省においても、国土調査促進特別措置法が制定される中で、それぞれ10ヵ年計画をもって、国土調査事業を実施されておるところでございます。先ほど申しましたように、大きな課題があるという認識をいたしております。こういった中で、整備を進めることが重要な課題でありますけれども、大変さまざまな困難がある事業でもございます。平素から法務局の園部支局とも連携して、この課題にも取り組んでおりますけれども、今後さらに連携を進めながら業務の推進に努めてまいりたいと思っております。また、この具体的な対策についても協議をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、そういった中で、市道の敷地内における未登記処理、これにつきましては境界確定事務における確認、また道路改良等の事業に伴う用地調査の中で、それぞれ土地所有者の方からの申し出などによりまして、その都度、処理をしてくれているのが現状であります。それぞれ合併後も毎年5件から19件、それぞれ毎年行ってきたおわけでご

ございますけれども、560kmを超えるという市道を所有しております南丹市にとりましては、大変この調査というのも難しい面がございます。こういった中で、さまざまな情報収集に努めながら、未登記箇所の把握をして、その対応をしておるというのが現状でございます。未登記のまま残っているもの、そして、また、そのほとんどが昔の所有者の名前のままになっております。それが発見できていましても相続、また所有権移転登記など複雑な上に、大変時間を要する物件も多いわけございまして、大変苦慮しておるわけでございますが、これまで同様に情報収集に努めながら、その対応に努力していきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、文化センターのあり方ということでご質問をいただきました。南丹市文化センター、条例も制定される中で、市内4カ所のそれぞれ施設の運営にあたっておるところでございます。ただいまご質問にもございましたように、平成14年、同対法が終結したわけでございます。そういった中で、特別措置事業としては終結したわけでございますが、今なお、多くの人権問題が多発しておるこの現状の中で、それぞれ今日までの歴史的な経緯を踏まえながら、さまざまな施策に取り組んでおる、こういった中で文化センターの役割、これは先ほど申しましたように、市におきましても文化センター条例によりまして、これに則りましての業務推進を行っておるところでございます。一つには地域福祉、また相談、人権啓発等々の事業につきまして事業を行っております。職員数につきましては、この四つの施設に対しまして正職員2名のほか、嘱託・臨時職員を配置して対応しておるところでございます。また、この文化センターの運営推進、また、センターのあり方等につきましては、文化センターの運営審議会、これも条例に基づく運営審議会を設置する中でそれぞれご協議をいただいております。こういった審議会のご論議も踏まえながら、今後のあり方についても検討していきたいというふうに思っておるところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに存ずる次第でございます。

また、住宅新築資金貸付事業につきまして管理組合が設立されました。平成11年度には貸付金が約500件、15億4,600万円ございましたが、管理組合でのそれぞれの事業推進の中で、21年度には250件、5億4,000万円程度となりますし、22年度末には約4億9,000万円となる予定になっております。大変厳しい財政面があったわけでございますけれども、現状としては財政面も改善する中で推移しております。また、貸付金及び起債の償還期限は平成34年3月末ということになっておるわけでございますけれども、組合におきまして滞納者に対しましての差し押さえ等も行っておるところでございます、また、市といたしましても滞納整理等、組合とも連携しながら鋭意努力をしまっておりまして、今後とも続けてまいります。どうぞご理解をいただきたいと存じます。

次に、誘致企業との関係につきましてのご質問をいただきました。市道室橋高畑線、このことにつきましては、本年3月の定例会における予算特別委員会の総括質疑で答弁

をさせていただいたとおりではございますけれども、もう一度ご答弁申し上げます。この工場の増設のお話がございます、地元の皆さま方にもご説明をしていただく中で、集落内への道路への大型車両等の通行量の増加が予想されるからということで、新設道路の地元要望もいただきました。また、企業からも誘致条件と企業からの要望もございまして、増設の誘致条件として受け入れたものであります。このことによりまして、交通安全、また、騒音等の環境改善を図るためには場整備事業と併せまして、集落内の通過を避けるために、府道亀岡園部線から府道郷ノ口室河原線へのアクセス道路として整備をしておるものでございます。こういった経緯がございますし、私どもは十分公益性をもった道路であるというふうに考えております。今後も早期の完成を目指して努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたく存じております。また、地元企業への雇用の問題でございますけれども、合併当時、いちばん新しい調査が平成19年4月でございます。平成19年4月が誘致企業27社で2,513名、そのうち市民の雇用が836名でございます。平成22年4月、ちょうど3年経った現況調査、これが今いちばん新しい調査でございますけれども、誘致企業35社、雇用人数が2,760名の雇用となりました。そのうち市民の雇用は993名であります。この間、3年間で会社数にして8社、雇用全体としては247名の増加、そのうちの市民の雇用が157名の増加というふうになっております。大変厳しい経済状況の中でございますけれども、多くの企業が市内にお出でいただきまして、それぞれ活動、経済活動を続けていただいております中で、このように雇用数も増加しております。また市内、市民の皆さん方の雇用もこれだけ増えておるわけでございまして、誘致企業の皆さん方の、また、ご理解も大変感謝をいたしておるところでございます。

こういった中で、今、工場等誘致条例に基づく固定資産税等と奨励金の問題、誘致奨励金の問題につきましてご質問をいただきました。これにつきましては、平成22年度固定資産税額を前提に、土地建物償却資産を税計算した場合、誘致奨励金対象企業は八木で2社あるわけでございます。これが税額で3億900万円、また、園部地内の京都新光悦村誘致企業が7社で固定資産税が4,000万円であります。9社合わせますと、約3億4,900万円の固定資産税が見込まれるということになります。また、一方奨励金、誘致企業奨励金でございますけれども、これが八木の2社で約1億6,200万円、京都新光悦村誘致企業で約3,600万円、合わせて1億9,800万円の奨励金であります。従いまして、この現状での平成22年度の差額は約1億5,100万円の収入ということが見込まれておるわけでございます。また、こういった中で、法人市民税も9社合わせて7,880万円余りが納められることとなっておりますので、このことにつきましても、今後、継続的な企業活動を続けていただく中で、南丹市にとりましては大変有望なと申しますか、税財源としても大変大きなものがあるというふうに考えております。このことにつきまして、先ほどの雇用問題もありましたが、さらに誘致の促進を図る中で、市の経済、また雇用の確保、そして税収の確保、こういった点もさら

に進めていかなければならない課題であると考えておりますので、ご理解、また、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

大面議員。

○議員（20番 大面 一三君） 再質問をいたします。公図未登記土地にかかわりましてでございますけれども、市道の関係ですね、未登記ということになればですね、現在の所有は民間の住民の方ということになる、個人ですわね、その場合、この固定資産税というのはね、どのような対応がされているのか、伺っておきたいというふうに思います。そのまま固定資産税が個人に、市道にもかかわらず掛かっている状況になっているのかどうかということをお尋ねをしておきたいと思います。

また、市長のほうから法務局等とも相談しながら、情報収集に努め取り組んでいきたいというようなことでもございました。今申し上げましたように、山ももう知っておられる方がね、少なくなってきております。あともう10年もすれば、本当にどこに何があるのか分からんような状況というのは、もう生まれてきます。今現在でもそうなので、急ぐことでもありますので、市挙げての取り組みをお願いしたいというふうに思います。また、市内でも公図のない地域というのは多分あるだろうと、この前法務局にお聞きしたんですけれども、あるというような話も聞いておりますので、その辺りも調査されて、正確なその公図作成をお願いしたいというふうに思います。これはお願いでございます。

それと、文化センター、コミセンにかかわってでございます。地域の同和対策事業によりまして、地域改善は進みました。客観的な差別をするというその条件は少なくなって、なくなってきたというのは、今の状況だというふうに思います。時代は差別解消の方向であるにもかかわらず、行政が、同特法時代と同じようなその対応というのはね、逆にこの問題を行政が起こすということになります。京都市の検討委員会でありましたように、特別な施策、コミセンとか、そういう施設がですね、旧隣保館が今現在でも特別な施設というような印象を市民に与えないような構成、当たり前のような市の施設にしていきたいというふうに思うわけでありまして。そこでお伺いしておくんですけども、今まであったものを変えていこうといくのは、なかなか大変なことでもございます。この京都市のように同和行政終結後の行政のあり方、その検討委員会というものをつくってこの対応をされたんですけども、そういうその改善する方向は、おつもりはないかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

それと、道路新設にかかわってでございますけれども、お聞きしておりますと、ジャトコの工場への専用道路という認識で今の説明でございました。ですけれども、ジャトコ工場へだけの行く道でしたら、これ市道認定はできないはずなんです。市道認定はできないです。個人の家にも迂回してずっとね、府道と府道を繋ぐ、市道を繋ぐ、集落間を繋ぐというのが市道の認定基準でございますので、そうするならば、ジャトコの敷地を寄付を受けて、今走っている現道を市道にするということになろうかと思っております。

ども、そこらのお話はジャトコの企業さんと、もう既にできているのかどうかをお伺いをしたいというふうに思います。

それと、何せ800万円とか、80万円というような話ではございませんので、7億8,900万円という膨大な、莫大なお金で、事業費でございますので、そのあたりもきちっと、石橋を叩かれて対応されるというのが、してほしいというふうに思うわけでございます。また、ジャトコ工場さんとも再々の打ち合わせというのか、話し合いの機会もあるように聞いておりますけれども、今までどうなんです、この道路工事新設につきまして企業負担を求められたことがあるのかどうか、今後で、また求められるお考えはあるのか、再度お伺いをしておきたいと思っております。

以上、第2回の質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは答弁をさせていただきます。まず、未登記の土地に対する市の対応につきましては、後ほど担当部長から答えをさせます。

次に、文化センターのあり方につきまして、ただいま第2質問の中でも申し添えていたわけでございますけれども、同和問題にかかわる差別はもうなくなったというふうな、私はおっしゃり方をされたんじゃないかと認識をいたしておりますけれども、そうでありまして、私の認識とは違います。同和問題をはじめとするさまざまな人権事象、今なおこの南丹市においても数多く発生しておる現状があるわけでございます。

また先ほども申し添えたように、法律は平成14年で終結したわけでございますけれども、現在もこの文化センターの運営につきましては、国の隣保館運営費補助金も受けて運営しておるわけでございます。国におきましても、この隣保館の運営につきまして、今なお重要な施策であるという認識ではないかというふうに考えております。また、こういった中で、先ほど来、答弁もさせていただきましたように、当然この文化センターとして条例も制定し、この基本理念に沿って運営していく、このことが重要であるというふうに考えております。ただ、今後の運営形態、実態面でも考える中で、どのようにこの運営をしていくのか、将来像も含めて運営審議会を設置する中で、それぞれ協議をしていただく、また、私どもも協議していただいた内容を十分に踏まえながら、今後の施策に活かしていく、このことが重要であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

次に、誘致工場についての市道室橋高畑線の道路でございますが、企業専用道路という位置づけをされておりますが、全くそうではございません。先ほど申し添えた経過の中で、地元要望も受けながら、それぞれ対応してきておるわけでございますし、先ほど申し添えたように、十分公益性を持った道路であるという認識の中で受益者負担は求めておりませんし、今後も求めるつもりはございません。

また、対企業との関係においてでございますけれども、今後、現在の企業所有地の道

路敷きについても対応するというので、今、調整を進めておるところでございます。それぞれ当然、企業のかかわる件も多々たくさんございますので、それぞれ企業とも十分な調整をしながら、これまでも事業進捗しておりますし、これからもこのことを続けていきたい、このように考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、答弁を求めます。

上原総務部長。

○総務部長（上原 文和君） 市道敷地の未登記の件の課税についてのご質問でございますけれども、道路改良時の敷地の面積等が当然確定をして工事をいたしますので、未登記であっても面積を減じて課税処理をいたしております。従いまして非課税処理といたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

大面議員。

○議員（20番 大面 一三君） 答弁をいただきました。今の未登記土地の関係ですけれども、そして非課税ということにされているという対応を聞きましたけれども、それされていまして、その場所はもう特定されているわけですから、その非課税となっているところはすぐにでも、所有権移転登記をきちっと対応されるべきだというふうに思います。意見でございます。

それと、ジャトコさんについては負担を求めないというようなことでございますけれども、何せ7億8,900万円という莫大なお金でございます。道路として市道と認定できるかということになるんですけれども、当然ジャトコさんの敷地のある道路は寄付を受けられるということでの対応をされるかどうかということをお伺いしておきたいと思っております。

それと、これだけの、もう本来でしたら企業に負担を求めべきだということを申し上げて、再度申し上げておきたいと思っております。これだけの資金がありましたら、この議会でも問題になっております八木の駅舎の改築にやね、本当に、十分な資金になろうかというふうに思いますのでね、やはりそうした点で、市民の福祉、厚生、そして要求に沿うような税金の使い方をしてほしいものだと思います。

それと、同和問題について認識が、今の終結について問題なんですけど、やはり南丹市は同和問題の終結にかかわって、きちっと終結宣言をしておりません。きちっとした同和対策が切るところは、やっぱりきちっと反省、見直しすることが大事だというふうに思います。

以上、意見も申し上げて質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいまの、まず市道の敷地の未処理の処置につきましては、先ほどのような措置をとっておるわけでございますが、いちばん最初の答弁でも申しましたように、実際にその未登記がわかって、所有権もはっきりしてきたと。ただ、昔のままの所有者のままで残っておる。また相続の問題、所有権の移転登記では大変複雑な作業がある。こういった中で大変苦慮をしておるのが現状でございます。ただ、やっぱりこのまま残っておるというのは問題だということで、発見次第それぞれの処理を行ってきておるわけでございますけれども、先ほど申しましたように大変膨大な作業もかかりますし、それぞれの地権者の皆さん方、関係者の皆さん方の協議も必要なわけでございますので、大変困難な状況になっておるということをご理解を賜りたいと思います。

次に、市道室橋高畑線の道路用地の件でございますけれども、先ほど申しましたように、企業内企業所有地も道路敷地内につきましても協議を進めております。さまざまな状況の中で協議を行っておるわけでございます。当然、その道路敷地の無償の提供というふうなことに关しまして、その協議の中で、今、協議を進めておるところでございます。何度も申しますが、先ほど申しましたように、十分公益性を持った道路でありますし、このことが当然、市道認定ということになりましたら、もちろんこの議会でもご審議をいただくということになりますけれども、私どもは当然問題がないというような形で思っておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、文化センターの件につきまして、先ほども答弁を申し上げました。法律につきましては平成14年で終結いたしました。また、そういった中で、それぞれの事業、特措法に基づいた事業については、もちろんこれで終わっておるわけでございます。ただ、現状における認識が大面議員さんと私は違うということでもあります。先ほど申された中で、私は認識の違うというのは、今なお、私は同和問題というのは現に多発しておる。また、さまざまな多くの人権問題が発生しておると。こういった現状の中で、国におきましても隣保館運営費、補助金も支出されておる。こういった現状の中で、この文化センターの役割っていうのは今機能しておるといふふうに考えております。ただ、今後の課題として、このことにつきまして十分運営審議会等でご審議をいただく中、そして、私どももその現状を協議する中で、今後の進め方については考えていきたいと、当然のことです。

以上、見解が大分違うようでございますので、以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 以上で、大面一三議員の質問が終わりました。

次に、1番、山下秋則議員の発言を許します。

山下秋則議員。

○議員（1番 山下 秋則君） それでは、質問させていただきます。議席番号第1番、無所属の山下秋則です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

1点目は、建設業の維持・発展の施策についてです。近年、国策として公共工事の削

減が続き、本市を含め建設業の疲弊は著しい状況です。少し数字を挙げてみますと、南丹土木事務所管内の公共工事額は18年度で89億円あったものが、21年度では75億円に落ち込み16%減少しました。南丹市の普通建設事業費の額は20年度決算で33億円が、23年度当初予算では20億円で40%の落ち込みです。また、南丹土木事務所管内の府の公共工事入札参加資格申請件数は、18年度で571件でしたが、23年度は336件と、235件、41%もの減少をし、南丹市について見れば、19年度で309件が、23年度は156件と、実に半分です。民間の工事が少なく、公共工事依存度の高い南丹地域の建設業にとっては、公共工事の減少は死活問題と言っても過言ではありません。一方、府の統計によりますと、南丹地域の全事業所のうち建設業は18年で16%を占め、地域内総生産額では毎年減少しているものの、18年で全産業の5%、農業の2%に比べ3倍近い生産額となっています。つまり建設業は今さら言うまでもなく、この地域にとって基幹産業です。今、その産業が極度に疲弊しているということです。南丹市は市建設業協会と大規模災害発生時の緊急対応に関する協定を結んでおり、建設業者は災害発生時には対応の最前線を担う重要な役割が期待されているほか、大雪では地域の除雪を担う重要な存在です。市長はこれまでの議会答弁で、特に中小零細業者が抱えている課題、状況は大変厳しいとの認識を示し、建設業者の健全な育成を図ることは地域経済の振興に大きく繋がるとした上で、どのような施策が考えられるのか知恵を絞っているとの答弁をされています。これらのことを踏まえ、1点目に、市長として、本市にとって建設業をどのような存在として認識されているのか。2点目に、建設業維持・発展のために、仕事起こしとして発注量の確保、拡大、入札制度、工事実施など、さまざまな面でどのような施策に取り組んでこられたのか。また、今後どう取り組もうとされているのか。3点目に、今年度からはじめられた建設業新分野進出支援事業の状況についてお尋ねをいたします。

次に、災害時における要援護者支援についてです。東日本大震災から3ヵ月が過ぎましたが、今なお、10万人近い方々が避難所生活を強いられています。お見舞いと、お亡くなりになられた多くの方々のご冥福をお祈りいたします。そのような中、障がい者など、災害時に支援が必要な方のために、震災後すぐに駆けつけた専門的な団体などからさまざまな課題が指摘されています。少し紹介をしますと、亀岡にある関西盲導犬協会が視覚障がい者の安否確認に向かったところ、名簿がないため岩手県庁で名簿の提出を再三交渉しても得られなかった。しかたなく避難所をしらみつぶしに回って把握していった。また、京都府グループホーム連絡会として支援にあたった八木町のグループホームちくりんえんでは、事業者同士のネットワークが築かれていたから、どの施設にいくら配分するかもきっちりと決められていてスムーズな支援ができたとのこと。また、健康管理面で支援にあたった南丹保健所の保健師は、向かった避難所では、高齢者が大半、常に服薬している薬も分からない。避難所内をローリングしながら、要支援者を把握していく作業が必要だったと述べています。これらのことは京都新聞で紹介され

ていましたのでご存知のことと思いますが、私はこれらの方々には直接会って避難所の課題をお聞きしたところ、紙面では紹介された以外にさまざまな課題が山積していることを知りました。そこで今回は、災害時における要援護者の避難と、避難所での初期段階で重要となる要支援者情報の把握という課題に着目し、以下の点についてお尋ねします。1点目は、要援護者台帳の整備は完了したとのことですが、その後の更新や台帳利用、関係機関での情報共有の状況について。2点目は、今年度予算化されている要援護者に対する災害時の支援マニュアル策定の状況についてです。

具体的な質問は第2質問に譲るとして、以上でこの場での質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、山下秋則議員のご質問にお答えいたします。

まずは、市内建設業の課題につきましてご質問をいただきました。議員ご指摘をいただきましたように、私ども南丹市における建設業、建設業者の皆さん方の存在については誠に大きいものがございます。それぞれ数字も挙げていただきましてお述べいただきました。現状におきましても、南丹市内の全事業従業員の数の中で建設業に従事されておられる方は8.3%と大変高率な形になっております。さまざまな数字も挙げていただきましたが、まさにこの地域における建設業というのは重要な役割を担っていただいておりますというふうに認識をいたしておるところでございます。また、そういった中で、私どもも先ほどお話ございました公共事業、これにつきましてはこの場所でも何度も申ししておりますけれども、大変広域な市域、そして市道総延長も568キロというふうな市道もあるわけございまして、また、市民の皆さん方のこの改良に対する要望、道路等インフラ整備に対する要望というのは大変大きなものがございます。こういった中で市民の利便性の向上、また、交流人口の増加を図る観点からも、道路整備というのは不可欠なものであります。また、重要な役割を担っていただいております南丹市の建設業者の皆さん方に感謝をいたしております。また、お話しの中にもございましたように、大規模災害時における緊急対策に対する協定も結んでいただきまして、市民の安心・安全、災害に強いまちづくりの一旦を担っていただいておりますという現状があるわけでございます。今こういった中で、まさに基幹的な産業としての公共事業、建設業、こういった中で、私どもも市政推進の中で、先ほども申しましたような市民要望も強いという中で、インフラ整備や維持修繕、こういうようなことの予算的な確保も進めていかなければならないというふうな思いの中で取り組んでできております。ただ、平成8年、9年から比べますと、国全体においても平成18年で約半分になっておるといふふうに思っております。また、それから以降の数字につきましては、今議員お示しをいただいたところでございますけれども、こういった中におきましても近年の地域経済対策交付金、また、きめ細かな交付金、こういうふうなさまざまな制度をできるだけ活用する中で、当市における必要な公共投資、公共事業の推進、それぞれその確保にも努力をしておるといふのが現

状でございます。それぞれ国の制度、また施策、こういった中で、この数年、多い時、小さい時ってことが出てきておるわけでございますけれども、わが市の将来を考える中で、この部分というのは大変重要な部分であるというふうに考えております。市民生活の安心・安全、また利便性の向上等を図る上からも、このインフラ整備に向けては、今後とも積極的に取り組まなければならないと考えておりますし、また、その重要な担い手でもございます市内建設業者の皆さん方が、健全に運営をしていただけるということも大きな要素であるわけでございます。こういった中で、私どももそれぞれ公共事業発注を行っておるわけでございますけれども、こういった中で競争性の確保、透明性の確保、また円滑な公共調達の実施、こういうことが、社会的な要請としても強く求められておるところでございます。こういった中での取り組みといたしまして、南丹市においても建設事業等審議会というのを設置する中で、入札契約における透明性を確保するためのさまざまな施策を講じてきております。予定価格の事前公表を実施したところでありますし、また、土木工事における設計工事額が130万円を超えるものにつきましては、条件付きではありますが一般競争入札にいたしましたし、今年度からは全件において電子入札を実施するというふうなことに取り組んで、効率的な公共工事の入札及び契約の適正化が図れるように改善に取り組んでおります。また、建設工事における発注標準、これを設定する中で適正な競争性の確保、そして、またダンピング入札による工事品質への影響や、下請け業者へのしわ寄せを防止するために、最低制限価格の引き上げについても随時行っておるところでございます。こういった中で総合評価方式の導入拡大、これは技術と経営に優れた建設業者が安定的に継続して経営できる制度として言われておるわけでございますけれども、この導入拡大についても取り組んでおります。また、健全な業者の皆さん方として運営していただくために、京都府との連携の中で業者研修を実施いたしておるところでございます。こういった中で、大変さまざまなご意見があるのは承知しておりますけれども、先ほど申しました南丹市にとって、公共事業、社会的資本の充実、こういうことは大変重要な要素であります。また、そういった中で地域経済における、地域社会における建設業者の皆さん方の存在も大変大きなものがございます。引き続き、先ほど申しました、さまざまな課題にも取り組んでいきたいと思っておりますし、もちろん公共的な調達業務につきましては、建設工事、また業務委託、物品、役務、そういうことを問わずに、当然市内の皆さん方で履行できることは市内で発注をさせていただくということが基本でございますので、これにおきましても努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。

また、こういった中で、大変厳しい状況の中で、今数字にも挙げていただきましたように、業者数が減少しておる。また、転業等につきましても課題。また、それぞれの新しい産業への進出、こういうようなことにつきましても模索がされておる現状があるわけでございます。当然、大変長年にわたり蓄積された技術、また、人材という企業資源があるわけでございますので、こういった中での今年度「建設業新分野支援事業制度」

があるわけでございますけれども、これの対応もしておるのが現状でございます。ただ、事前の広報も行う中で、4月に申し込みの受け付けをいたしておりますけれども、正式な申し込みを現在ではいただけていないという現状もあります。もちろんこの広報につきましても、もっと積極的に、さらに進めていきたいというふうに考えております。また、それぞれのご意見をお伺いする中で別の方法と言いますか、新たなる施策につきましても検討をしていかなければならない、このように考えております。さまざまな課題があるわけでございますけれども、先ほど申しました観点に立って、これからも市としても努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、災害時における要援護者の支援についてでございます。まず、要援護者台帳についてでございますけれども、昨年、平成22年2月に要綱を定めまして、昨年の5月に消防署、警察署、民生児童委員さん、また区長さんの関係機関に交付をさせていただいたところでございます。また、更新につきましては、死亡、転出、転居等の情報に半年に一度それぞれ連絡を、通知させていただきまして、新規登録対象者及び未登録者につきましては登録のご案内を、年1度実施をさせていただいております。こういった中で災害時等における支援活動に利用をするという一面、日頃の見守り活動についても利用をさせていただいております。もちろんこの情報につきましては、台帳を通じて関係機関に共有していただいておりますという現状でございます。

また、こういった中で災害時の支援プランについてでございますけれども、各自治体で策定することになっており、南丹市におきましては、今年度当初予算に予算措置を行い、今年度作成する予定で取り組んでおるという状況でございます。支援プランの内容といたしましては、プランの目的や自助・共助・公助の役割分担を示す基本的な考え方。また、避難支援プランの対象者、要援護者情報の収集、共有方法、また避難支援体制、避難準備情報、避難勧告・指示等の発令と伝達の方法、洪水・土砂災害のハザードマップ等の整備・活用方法、また避難誘導の手段・経路など、避難所における支援方法、要介護者避難訓練の実施、個別計画の策定の進め方、こういった幅広い分野において検討をいたしてまいることになっております。策定期間につきましては、本年度中に策定ということで今進めておるところでございますけれども、関係の各種の団体の皆さん方のご意見も賜り、また、今、議員ご指摘のいただきましたような今回の東日本大震災、これによってそれぞれ提起されております諸課題、こういうような点につきましても配慮をしていかなければならない課題であるというふうに思っております。大変このことにつきましてはそれぞれのご意見も賜っておるわけでございますけれども、やはり災害時における、いわゆる援護が必要な方々をいかに対応できるか。それぞれ関係機関の皆さん方のお力も賜る中で、このマニュアルづくりも取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後とものご指導やご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

山下秋則議員。

○議員（1番 山下 秋則君） それでは第2質問します。

建設業は基幹的産業というご認識を示されましたし、また去年、今年といろいろ経済対策を活用して、産業、仕事起こしに努められておることは評価はさせていただきますが、これまで他の議員から仕事起こしということで質問がございました。市長は昨年12月議会で、亀岡市の小規模工事希望者登録制度をはじめたことで、その効果を含め調査研究したいというふうに答弁をされております。亀岡市では昨年の6月から実施して1年になりますが、現在100社の登録があるということでお聞きしておりますが、市としてその後、この件について調査研究をされたかどうか、その辺を1点お伺いします。

それと、公共工事の請負業者がですね、契約から完成、検査までの間に実にたくさん書類の提出が求められますが、その中の一つに施工体系図、施工台帳というのがございます。これについては建設業法施行令で、下請け請負金額が3,000万円以上の場合に、台帳の備え付けと体系図の現場掲示が義務づけられております。しかしながら、南丹市の場合は3,000万円未満であっても特記仕様書を根拠に、その体系図掲示を求めているところでございます。そのほか多くの種類の書類が、この工事が終わるまでに対して建設業者は提出が必要でございまして、業者さんの方に聞きますとですね、本当に必要性を感じる、必要性に疑問を感じるものもある。あるいは市単費の事業の場合は、ある程度見直しもできないものかというような率直な声もお聞きします。京都府におきましてはこれら一定書類の簡素化が図られたところでありまして、南丹市においても、府に準ずるということで、その処置が適用されるものと思っておりますが、公共工事であるために、先ほど市長も言われましたように、透明性、公正性、工事の品質の確保、この観点は当然必要でございまして、請負業者に求めなければならないですが、しかし一方、少ない事業の中で苦勞して落札したが、書類に追われ、パソコン、それも今もうパソコンでなければ仕事ができない、そして、そういうような状況です。スタッフもいない小さな小規模零細業者は、もう淘汰されていくしか仕方がないのでしょうか、これについて市としてどう考え支援していくのかお聞きをしたいと思います。

また、新分野の事業進出についてですが、この制度は京都府さんも昨年度から取り組まれております。建設業者の方のお話を聞きますと、新分野に進出しようとする業者は、まだ少し余力がある。新分野に出てすぐ軌道に乗るわけでもなく、それまでに企業の体力が持たない。仕事も取れず負債を抱えている業者にとっては、数年先のことではなく、今、先をどう乗り切るのが課題。会社をたたみたくても債務超過になっていたり、金融機関などから借入金がある場合は簡単に会社を整理できず、結局、現状何も変えられない。こういったものが挙げられておりますが、これは現実ではないかと私は思っております。この事業、府と同様、新分野進出を目指して計画策定に必要な経費の補助となっております。南丹市の場合は10社での取り組みが条件となっておりますが、なぜ10

社なのかお聞きたいと思います。参加して、10社が軌道に乗って利益が出るような新分野の事業が想定されるのでしょうか。しかも予算は100万円、補助限度額は20万円、この規模で本格的に業態転換ができるような計画がつかれるのか、私は疑問に思います。京都府の昨年度の実績は60件の申請に対して採択は30件、いずれも副業的な域を出ず、本格的な業態転換には繋がらなかったということです。南丹土木管内では、ちなみに相談3件のみということです。南丹市の場合は今のところ申込みはなしということですね。新分野に進出したいと真に思っている建設業者に対しては、相談、企画から新規事業が軌道に乗るまでの幅広い支援が私は必要と考えます。府の事業と連携して、市・府がそれぞれの立場でできることを連携して、業態転換に本当に繋がるような有効な支援制度が必要と考えます。また、将来のことよりも、今のことが大変という業者の方には専門的な経営相談などが必要というふうに思いますが、これについて市長のお考えをお聞きしておきます。

それと、要援護者につきましては、数字は事前に上へ持っていていただいておりますので、こちらで今どれぐらいの数の方が登録されているかお聞きしておりますが、その全体の要対象者に対して登録者数が、率が今61%ということを知っております。他の数字、実態の数字を持っていないので分かりませんが、数字だけ判断すると高いとは言えません。個人情報をご隠れを区長や民生委員さんに知られたくないという対象の方もいると聞きます。災害発生時の避難や安否確認について、いちばん頼りになるのは近所や地域の人たち、自分の身を守るという視点からも、対象者に対して登録を促す働きかけが必要と考えます。区長や民生委員さんに、台帳に登録されたその情報そのままを提供しなくても、災害発生時の避難に必要な情報に吟味してカバー率を上げていくということも一つの方法ではないでしょうか。さらに、南丹市の場合は対象者に同意を取る方法でこの台帳を整理していますが、平時から福祉関係部局が保有する要援護者情報を関係機関で共有する方式も内閣府からは示されております。この61%の数字に対して、市長のお考え方と、このカバー率を上げるための市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、特定疾患ですが、これは医療費の公費助成を受けている方は保健所が受給者証を発行していますが、南丹市の場合はこれは把握されていない、この要援護者台帳の対象にはならない場合もあると私は理解をしております。要援護者の情報の提供先に保健所はありません。東日本大震災において、岩手・福島・宮城の3県とも、市町村との連携がとれていなかったと、避難所で支援にあたった日本難病疾病団体ではそう検証しております。平時からの保健所との定期的な情報交換、共有が必要ではないかと思っております。福祉やサービスを受けていない人で、援護が必要な状態の人はほかにいると思っております。本当にこの台帳だけですべて把握されているのか、非常に疑問だと思っておりますが、今回の災害を教訓に、台帳整備のあり方を再検討すべきと考えますが、いかがですか。

以上で、第2質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 答弁を申し上げます。まず、入札制度、また契約、こういった中で、業者の皆さん方からもさまざまなご意見もお伺いしております。先ほどご質問の中でもおっしゃっていただきましたように、それぞれ市の果たすべき役割、透明性なり、やはり公正性、こういうのを確保する中で、それぞれの書類の提出等行っておる、求めているわけでございますけれども、できるだけそういった負担を少なくするという努力もしていかなければならないと思っております。今、簡素化というお言葉がございましたけれども、こういうことにも心掛けていかなければなりませんし、それぞれのご意見というのもお聞きする中で、それぞれ私どもも入札を実施するそれぞれの期間も設置する中で、十分な協議をし、先ほど申しましたような審議会のご意見も賜りながら、その改善に努めております。今後ともそういった点に努力をいたしていきたいというふうに考えております。また、亀岡市が執っておられます施策につきまして、当然、今日までも検討をしております。ただ、このことをすぐに私どもが採用する、しない。また、そのほかの制度もたくさんあるわけでございますし、また、こういった点につきましては今年度、それぞれの手法も含めて検討を続けていきたいと、このように考えております。

また、新分野におけるそれぞれの有用施策と言いますか、支援施策なんですけど、本当に今ご質問いただきました中でおっしゃっていただきましたように、せつかく制度をつくったけれども応募者なしだという現状でございます。新たなる施策を考えていかなければならないと思っております。ただ、これは建設業者さんだけの問題ではなくて、私は、市内それぞれ起業されておられます業者さん、また小売業をはじめとするそれぞれの経営者の皆さん方、こういった皆さん方にとりましても、今大変厳しい状況の中で企業運営を行っておられます。そしてもちろん商工会等既存の組織もあるわけでございますけれども、やはり専門的な経営相談、また、それぞれの新しい技術について、新しい業態の開発について等々につきましては幅広く、京都府さんもさまざまなお取り組みをいただいております。こういった中で南丹市における市役所での関係機関、そして京都府との関係機関、こういうとことも連携をさらに深めながら、こういった制度の導入、またそれぞれの相談窓口の誘導、市民の皆さん方に啓蒙、啓発、こういうこともさらに進めていかなければならない課題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。大変厳しい状況の中で、それぞれご苦勞をいただいておりますけれども、やはりそれぞれ南丹市の経済活性化のためにご貢献賜っております皆さま方でございますので、市としてもさらに、その支援体制を整えていく必要があるというふうに思っております。これ先進事例なり、また、さまざまなご意見っていうのは私どもも大変ありがたく頂戴しておりますけれども、それぞれの制度構築の中で、十分に内部でも調整をしながら、それぞれの施策の遂行に努力をしていきたいとこのように思っております。

次に、要援護者のご支援についてでございます。今お話いただきましたように、まず

は、この件につきましては、情報という問題が大変大きな部分を占めております。また、もう一方で個人情報の保護という部分。それと共有をどのようにしていくのか。それをまた活用していく。こういったさまざまな場面におきましての整合性も図っていかねばなりません。今お話いただきましたように、加入率が3分の2を割るというふうな状況。ただ、こういった中で、個人情報の問題というのは大変大きなものがあるというふうに思います。当然それぞれ年1回の登録案内を実施しておるわけでございまして、この制度につきましてのご理解をそれぞれの方々にいただいでいく、このことの努力は必要であります。ただ、この形の中で今スタートをいたしておりますので、新たなる包括的な形に変更するということになりますと、やはり皆さん方のご理解やご協力を賜らなければならないわけでございますし、また、こういった点におきましては、このシステムの登録のお願いと言いますか、お話をさせていただく中で、ご理解をいただく努力を、まず必要だと思います。また特定疾患等、これまでの範囲に入っていない対象者と言いますかの課題については、当然さまざまなご意見があるというふうに思っております。これにつきましても、今後どのような形で整備をしていくのかというのが大きな課題であるというふうに思っております。とりわけ今回の大震災によりましてさまざまな、これまで当たり前で過ごしてきたことが当たり前じゃないというふうなことも考えなければならないという思いが私にはしております。さまざまな点で見直しを図っていく、こういった必要があると思います。それぞれ関係団体ともご相談しながら、このより良きもののマニュアルを作成、そして、この制度自体のさらなる拡充を図っていきたいと思っております。今後とものご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

井上土木建築部長。

○土木建築部長（井上 修男君） ただいまの、山下議員さんのほうから、なぜ10社で対応をしているのかということに対するご質問でございます。ご案内のとおり、この制度につきましては非常に厳しい、特に公共事業の削減等によりまして建設業者が受ける影響そのものの緩和というようなことで、建設業者から新分野への進出の取り組みということで、23年度からこの100万円の予算を計上して23年度スタートしているところでございます。特にご案内のとおり、南丹市の中の中小企業の業者関係が非常に多くございまして、そうしたこれからの新分野の取り組みをという認識を、まず多くの方に持ってもらうというふうなことで、まずはグループ的なところで取り組んでもらうということで10社という形で絞りをさせていただいたこととございまして、そうした方々の認識を持っていただいた後に、次に続けていただくというようなことで、京都府の制度に繋ぐというようなことで、事前に、まずはこの南丹市の制度をご利用いただきたいというようなことで、グループ的な形で取り組んでいただくというようなことで、概ね10社というふうな形でさせていただいたということとでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

山下秋則議員。

○議員（1番 山下 秋則君） 施工体系図の話、質問から答えをいただいておりますのでよろしくお願ひします。それと10社の話、認識をしてもらうということで、それじゃあ皆さんに啓蒙やいろんな研修会やらやればええだけの話であって、計画まで求めるということは、やっぱりそれなりに成果を求めてらっしゃるということで、これもっともう少しですね、取組みが甘いんじゃないかと私は思っておりますので、これ9月までで募集が終わりということで、もうあまり日がないです。ぜひとも京都府さんとも連携してですね、より良い制度に来年度は実現されるようお願いをしておきたいと思ひます。答えをお願ひいたします。

それと、あと要援護の話ですが、市長は今のやり方をすぐに見直しは考えていないと。今後検討していきたいというようなお話してございましたけど、本当にこの今回の東北大震災でいろんなところこういうふうに出ております。資料を見ておりますとですね、本当に生き死にかかわることに、そんな個人情報言ってもいいのかという議論が出ております。本当に今回、いろんなところで今後こういうことを見直されると思ひますので、市においても、そういう機会を議論を深めていただきたいと思ひますし、こういうふうなガイドラインの中で、国のほうはそういう機関共有方式ということで、南丹市の条例でも、個人情報の保護条例でもそういう生命、身体、財産の安全を守るときには、やむを得ないときには外部への提供をします。そして目的外利用も認めているということでございますので、この辺の認識が今回多くの自治体ではなかったのかどうかと疑わしいところでございます。こういったことですね、どういうふうなこの条例の運用、解釈を含めて、南丹市の場合、そうなったときにどういうふうにお考えなのか、市長のお考えをお伺ひしておくのと、なかなか民生委員さんも掘り起こせてやっていただいておりますので、個人情報の壁が厚いというよりも、あんまり知られたくないということが大きなことになると思ひますが、こういった機関共有型方式、行政機関が一括で握っている情報は同意の有無にかかわらず、しっかりと握っていくということがですね、本当に想定外という言葉が使われますが、それこそ本当に今までやっていたことが通じない状況ですので、そこは対応していく必要は私はあるんじゃないかなというふうな。その代り、提供側にあたってはしっかりと歯止めをかけていくということも、担保していくということも当然求められると思ひますので、その辺についてお伺ひします。

それと1点、これは特定疾患の中ではですね、人口呼吸器をつけてらっしゃる方、保健所に聞きますと、該当はこの管内にはないというようなことでしたが、あるところでお話しを聞きますと、実際いらっしゃったと。それは養護学校のほうからつかんでおられたということでですね、この関係機関がそれぞれ握っている方が共有されないと、もう既に漏れていると、そういうことですね。この人口呼吸器の問題は既に大き

なところでバッテリーが止まった、止まったときはこういう手でこうやるということですが、そういうことが、もうすぐそういうのが出てきている状態。本当にこのこれだけの台帳の登載状況の人でいいのか、私はそれを含む見直しと含めて、それらは行政だけでは絶対把握しきれません。こういった福祉関係団体はしっかりとしたネットワーク、ここでちくりんえんの話も出しましたが、そういう方は往々はしっかりとしたネットワークを持って把握されております。しかし、そのネットワークの登録されていない、団体に入っていない方はそれでも漏れてしまう、そういう状況がありますので、しっかりとですね、そういった関係機関と平時から福祉関係団体やそうした福祉に携わる機関と、平時からしっかりとネットワークを組まれて、そういう対象の方を把握していく、それが今後必要じゃないかというふうに私は思っております。その辺について、もう一度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、入札、いろいろ市長のほうでも、仕事起こしや、そして反面しっかりとした公正、公明を求める事業の立場でありながら、いろんな制度改革をやってきたということでございます。総合評価方式の拡大であるとか、最低価格の引き上げ。こういったこともやられております。一応これは評価をさせていただきますが、しかし、これにつきましても、これは全国的な国の流れの中でやられているというふうに私は理解をしております。今日の公共工事には、そういった透明性、公正性、品質確保、こういった、さらには社会性なども求められているように私は理解をします。これを大義として、ちょっと荒っぽい言い方かもしれませんが、国は建設業の淘汰を進めているように私は思います。そしてこの府・県・市町とも市町村ともこの動きに自動的に右に倣えをしているんじゃないかというのさえ私は感じます。地方の市町村にとっての建設業は重要な産業です。農林振興を、地域の活性化、農業振興を地域の重要な位置づけとして、農業については一生懸命汗をかいて施策を講じている。それは当然です。私も否定しませんが、この建設業についてはどうなんでしょうか。しっかりとその辺を見てですね、南丹市独自の施策をしっかりと打ち出していく必要があるんじゃないかというふうに思います。私が今回この質問で述べたかったことです。これにつきまして市長のお考えをお聞きします。

以上で終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まずは要援護者の台帳整備、また、そのマニュアルにかかわる問題につきましてご指摘をいただきました。まず、今日までも申しておりますように、個人情報取り扱い、当然その機関共有型でも構わないよ。こういった条件のもとには、おいては、それを活用することもやぶさかではないってことは承知しております。しかしながら、その運用についてのそれぞれの個人が情報提供をされる際に、このようなこともあるんだというご理解、また、関係機関においても、そのような形でも運営される

ことがあるという理解、こういうようなことの成り立ちの中で運営をしなければ混乱するというふうに思います。当然、まさに生死にかかわる問題のときに、何を言ってるんだというようなご意見のあるのも承知しておりますけれども、それに備えるような体制づくりも、これから構築していく必要があるというふうに思っております。大変この個人情報にかかわる課題というのは、ご説明をそれぞれさせていただく中でもご理解を得にくい部分もそれぞれあるということもあって、このような61%と言われるような数字になっておられるのかも分かりません。これはそれぞれ工夫をしながら、また、どのような形に拡大をしていくのか、この辺についても今後、十分な検討をしなければならないと思っております。

それと先ほど、現在のところ該当していない要援護者という形がございました。私は以前から申しておりますけれども、これからの福祉、それから保健、医療、こういった部分、さまざまな部分をできるだけ共有をしていくことの大切さ、また、そういった中では京都府や福祉関係機関、それぞれの皆さん方との連携、このことをさらに深めていかないと、それぞれ今、高度化したり、また多様化していくこういった業務や、また、それぞれの方々のニーズに対して対応できないというふうに考えております。今回のこの要援護者支援の問題も同じようなことというふうに認識しております。基本的にこういった立場に立って、さまざまな施策の構築に努力をしていかなければならないというふうに思っております。

次に、入札、契約制度、これも大変困難なと言いますか、さまざまなご意見を頂戴する中で、先ほど申しました基本理念に沿う中で、これまでも進めております。また国・府から右に倣えじゃないかと。独自の施策でというご指摘でございます。ただ、国からの指導、また、そういうふうな法的な根拠、それがあの中での中身の検討。先ほど申しましたような審議会等においてのご協議をいただく中で、より良きものにしていこうということで、これまでも努力をしております。この制度、一つの入札というふうな土俵づくりのための制度でございますので、さまざまなご意見があるのは十分承知しておりますけれども、より専門的な知識、また、それぞれの市民の皆さん方のご意見ということも勘案しながら、より良きものにつくっていくということが基本であるというふうに考えております。そのことが南丹市独自のということになるかどうかは評価をしていただかなければなりません、より良き制度の構築のために努力をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、答弁を求めます。

上原総務部長。

○総務部長（上原 文和君） それでは、山下議員さんから施工体系図のご質問がございました。南丹市の場合、請負金額総額が3,000万円以上の工事につきましては施工体制台帳を作成をいたしまして、工事現場に備えるとともに監督職員に提出しなければ

ならないとなっております。なお、3,000万円未満の工事の場合につきましては、施工体系図のみを監督職員に提出をして、また同一のものを現場に掲示するというようにしております。これにつきましては、工事施工状況等を確認する上で必要としておりますので、提出をいただくことにしております。ただ、工事書類につきましては、今後とも簡素化に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 以上で、答弁が終わりました。

以上で、山下秋則議員の質問が終わりました。

以上をもって、一般質問を終わります。

日程第2 報告第2号から報告第8号まで及び日程第3 議案第39号から議案第44号まで

○議長（井尻 治君） 時間がおしておりますが、続いて、日程第2「報告第2号から報告第8号まで」及び日程第3「議案第39号から議案第44号まで」を一括して議題といたします。

質疑の通告に基づき発言を許します。

10番、松尾武治議員。

○議員（10番 松尾 武治君） 議案第43号、平成23年度一般会計補正予算第1号に含まれる消防費の地域防災計画策定事業費432万円について、総務常任委員会での審議の前に市長の見解をお伺いいたします。

提案説明では、東日本大震災を受け、南丹市防災計画を見直す事業とありましたが、大震災の教訓を南丹市の防災計画にどのような視点で見直そうとされているのか、お伺いいたします。東日本大震災については、今議会の一般質問でさまざまな観点から質問がありました。災害には地球規模での影響が懸念される原子力災害のように、初動対応のまずさで、収束まで多額の経費と年月を要する人災に近い原子力災害もありますが、避けようとしても避けられない天災事変のような自然災害もあります。ひとたび災害が発生すると、市長は自らが全責任を負うから市民の安全・安心を守るための行動を起こしてほしいという気概が求められると思います。当然、市長の気概の裏づけには国、府の担保が必要なことは言うまでもありません。一つの事例を紹介いたしますが、市民の皆さんが市役所に相談する案件でも、内容によっては国・府の事業もありますが、管轄外と門前払いにするケースが多くあります。このことも市民の声を受け入れ、市役所が代行する気概が欠けている例と言えます。市長の答弁でも原子力災害のようなものは国が判断することだからと、自らの判断を避けられましたが、あらゆる災害においても市民の安全、安心を守る気概を市長自らの言葉で示していただきたかったと考えております。京都府の原子力発電所防災対策暫定計画が見直され、EPZが、国が示す半径10キロを20キロに拡大しました。この判断は専門家の考えで示されたと市長の答弁にも

ありましたが、福島県の飯舘村は原発が設置されているところから40キロを超える地点にあります。このことは現実の問題であり、専門家であっても否定できる事実ではありません。一般質問の中でも述べましたが、3月15日に大量の放射線が検出されたことも知らされないで、村長をはじめ多くの市民は被災者の支援を行っていたのです。専門家が描いた避難区域が、いかに実態に則していない代物かを示した事例とも言えます。京都府が執られた措置は現実を顧みないでEPZの独自拡大であり、南丹市としては福島県の事例をかざし、京都府、国に市民の暮らしの安全・安心を強く求めていく必要があります。南丹市の防災計画には東日本大震災が、震災で官邸が度々発言したような想定外があってはならないことであり、想定外を想定した南丹市の防災計画が必要となります。宮城県石巻市立大川小学校では、避難の議論に時間を費やし、多くの子どもの将来を摘み取ってしまいました。学校における防災計画の不備から起こった痛ましい事例と言えます。この場をお借りしまして心からお悔やみを申し上げます。このように多くの痛ましい事例を生んだ東日本大震災を教訓に、最大の事態を想定した防災計画の見直しが必要と思います。避難経路は当然に40キロを超える整備が必要となります。福井県をはじめ、多くの人たちが南丹市に避難されることも想定されます。近隣である美山町には放射能をさえぎる効果のあるコンクリートの建物が必要となります。景観形成の思いがあって学校が木造となっておりますが、これも被ばくを想定すると課題として残ります。6月議会の市長の答弁を耳にし、市民の多くは失望し、自らの耳を疑ったことでしょう。福島県飯舘村の菅野村長は、村長として全責任のもとに市民の安全・安心を守る姿勢を明確に示されておりますのと比較すると、佐々木市長は国・府が判断するものと自らの責任を回避されました。このことで市民の不安を生みました。府・国に対して、市民の安全・安心を守るため、さまざまな施策を求めていくことが前提となりますが、市民の安全・安心は市長自らが守る姿勢を示すことが市民の不安を和らげることに繋がります。地域防災計画の見直しには東日本大震災の教訓を活かし、市民の安全・安心を自治体はどう守るのか、想定外の事象がないような綿密な計画策定が大前提となると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず地域防災計画の見直しにつきまして、先ほど、先般の提案の中でも申し上げましたが、東日本大震災、これに付随します原子力発電所の課題、これによりまして、今、京都府におかれまして防災計画での決定をされ、暫定措置としての20キロへの拡大を決定されました。私ども南丹市において、この20キロ圏内という地域があるわけでございまして、これに対する、今日まで設定をしていません防災計画の中で原子力編と申しますか、この部分の対応を早急に構築する必要が生じたと判断をし、今回の予算案の中にこの設定を含めてのさまざまな対策、これをどのようにして構築するのかということ盛りに込めたいところでございます。当然、ただいまのご質問

にもございましたような、国では、まだ防災計画の中で明確な形になっておりません。府においても暫定措置ということでとられております。ただ、私どもにとりましては、今日まで設定されていない、この原子力発電に対する対策でございます。これは市民の皆さん方の安心・安全を確保する上からも早急に構築しなければならない課題であるという判断の中で、今回、提案をさせていただいておるところでございます。当然、私は市民の皆さん方の安心・安全を確保する。これは市としての責任がある。また、その責任を総括する立場として、市長としてこの責務を担っておると自覚しております。また、こういった中で今回の地域防災計画の見直しについて取り組んでいくのは当然でございますし、ただ、今さまざまなご意見があるわけでございます。こういったご意見も踏まえながら、関係機関との調整を図りつつ、責任を持って取り組んでいくことが私に課せられた責務であるというふうに考えております。そういった中で、今回、防災計画の見直し事業につきましての予算化を補正予算として提出をしておるわけでございます。これに基づきまして、今後、市民の皆さま方の生命、財産を守る、こういった行政としての第一義的な課題、これを果たすために、これからも最大限の努力をしてまいる所存でございます。今、原子力発電につきまして、これは責任を回避したという発言がございましたが、私は、これはエネルギー、また原子力発電、今日までも国の認可、許可によって事業者が事業をされておるわけでございます。国としての責任、これが第一義でございます。今、さまざまな論議のある中で国の責任というものを明確にしながら、その判断を待つことが我々の責務であるというふうに思っております。そういった観点に立って、国に対し、また事業者である関西電力に対しましても、安全性の向上、また、万全な災害対策の構築、こういうことにつきましては京都府や市長会とともに強く要請いたしておるところでございます。こういった市長としての責任を十分自覚しながら、これからも努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

松尾武治議員。

○議員（10番 松尾 武治君） 一般質問の市長の答弁には見られない市長の責任というものについて、改めてこの場で発言していただきましたので、私は少しそういう意味ではほっとしておりますけれども、しかし、実際に京都府が20キロという暫定基準を決めた。しかし、現実には20キロという範囲を超えた放射線量が発覚している市町村が福島県では実際に現れております。この点について、市長もいろいろと国、府に対して働きかけていくというお言葉でしたけれども、この点につきましては、さらに事業者なり国・京都府に対して力強く訴えていって、実際に起こっている現実というものは避けられないということです。学者がなぜ20キロでもいいと言う、言いましたところが、実際には40キロも離れているところで放射線量が浴びて避難指示が出ているという実態を、該当が懸念される南丹市の首長として、さらに力強い国への働きかけ、

事業者への働きかけ等を進めていただきたいと思いますので、もう一步だけ踏み込んだご答弁をいただきたいと思います。その越えた部分についての考え方。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 先ほど申しましたように、京都府の計画において、防災計画において20キロということに拡大されたわけでございます。ただ、現時点においても、今、議員がご指摘のとおり、拡大した形での被害が発生しておるという現実があります。これも京都府においては暫定措置としてとられました。私どもは、やはり国・府・市との計画策定の中での整合性も図っていくということで、今は20キロと言っております。ただ、今後、国に対して本当に何キロでされるのか、また、今のような形の中で、概ね8キロから10キロと言われてたのをどのように考えられるのか。こういった距離的な面だけでそのことが判断できるのか、これは国としても大きな課題であるというふうに認識しておりますし、その万全な体制の構築を、今、先ほど申したように国にも求めています。この計画策定という段階の中で、今、流動的な部分も私は大変多くあると思います。今20キロということは、現在の段階で府に合わせたような形で、今、計画を考えておりますけれども、今後、国等でさまざまな今後の対策について策定をされる場合には、当然このことについては変動する要素が十分にあるというふうに認識しております。ただ、それを待っておれば時間的には大変遅くなりますので、まずはこういった20キロという体制をもとにした中での暫定的な計画づくり、これについて着手をしたいと思いますということで予算化をお願いしておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

ほかに特に質疑ございませんか。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第2号から報告第8号まで及び議案第39号から議案第44号までについては、お手元配布の議案付託表（その1）のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（井尻 治君） 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、6月28日午前10時より再開いたします。

各委員長は、誠にご苦勞でございますが、付託議案の審査についてよろしくご配慮をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞でございました。

午前11時43分散会